

栃木県水産試験場における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成28年4月1日

最高管理責任者（場長）

栃木県水産試験場（以下「場」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、場における公的研究費（以下「研究費」という。）を適正に管理し、不正使用を防止するための基本方針を以下のとおり定める。

1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理の責任体系一覧

場長 （最高管理責任者）	研究費の運営・管理について最終責任を負う。
場長補佐（総括） （統括管理責任者）	場長を補佐し、場全体の研究費の運営・管理を行う。
水産研究部長 （コンプライアンス推進責任者）	コンプライアンス教育の実施、研究費の管理及び執行についてモニタリングし、改善指導する。
指導環境室長・総務課長 （コンプライアンス推進副責任者）	コンプライアンス推進責任者を補佐する。

2. 適正な運営及び管理の基礎となる環境の整備

- (1) 研究費の執行について権限とその責任を明確にする。
- (2) 構成員に対し、コンプライアンス意識の向上を促すとともに、研究の実施及び研究費の執行にあたっては誓約書の提出を義務づける。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) コンプライアンス委員会を設置し、不正を発生する要因を把握するとともに、当該要因に対応する具体的な不正防止計画を策定・実施する

4. 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 物品等の購入にかかる不正を防止するため、総務課の職員が納品検収を担当し、当事者以外の者が納品のチェックを行うことを徹底する。
- (2) 業者に対しては誓約書の提出を求め、不当な取引に関与した場合には取引停止などの処分を行う。

5. 情報発信・共有化の推進

- (1) 研究費の運営・管理に対する窓口を設置し、場内外からの相談に積極的に対応する。
- (2) 研究費の不正使用等に関する窓口を設置し、場内外からの通報及び相談に対し適切に対応する。

6. 実効性の高いモニタリング体制の整備

- (1) 内部監査部門を設置し、場全体のモニタリング体制が有効に機能しているか否かを確認・検証する。

※公的研究費とは、国または国が所管する独立行政法人もしくは国立研究開発法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

※構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に準じ、当場に所属する非常勤を含む、研究者、職員及びその他関連する者をいう。